

出水に備え、重要水防箇所を合同で巡視します！

～6市8町、地元水防団等約100名が参加予定～

吉野川・旧吉野川・今切川の重要水防箇所の合同巡視は、台風や前線等に伴う出水に備え、国管理区間の重要水防箇所について、「吉野川上流改修促進期成同盟会・水防連絡部会」、「吉野川下流水防連絡会」の構成機関が、現地の状況を確認し、情報を共有することにより、水防体制の強化を図るものです。

巡視は徳島河川国道事務所・出張所、各市町及び地元水防団等が下記の行程で実施します。

1. 日 時

- ①平成21年6月 5日 9:00～10:30
石井町・吉野川市に係る重要水防箇所の巡視
- ②平成21年6月 9日 9:30～15:00
藍住町・阿波市・上板町に係る重要水防箇所の巡視
- ③平成21年6月10日 9:30～15:30
松茂町・北島町・鳴門市・板野町・藍住町に係る重要水防箇所の巡視
- ④平成21年6月11日 9:00～16:00
美馬市・つるぎ町・三好市・東みよし町に係る重要水防箇所の巡視
- ⑤平成21年6月15日 9:00～15:00
徳島市に係る重要水防箇所の巡視

2. 行程詳細 別紙1のとおり

3. 重要水防箇所の説明 別紙2のとおり

平成21年 6月 3日
四国地方整備局 徳島河川国道事務所

問い合わせ先
国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所
副所長(河川) 松田 邦泰 TEL 088-654-2211 (内線: 204)
河川調査課長 村田 啓之 " (内線: 351)

重要水防箇所巡視行程

① 6月5日 9:00~10:30

○石井町（吉野川鴨島出張所管内）

- ①時間：9:00~9:20
- ②集合場所：第十堰付近河川敷
- ③巡視箇所：石井町境から吉野川市境

○吉野川市（吉野川鴨島出張所管内）

- ①時間：9:30~10:30
- ②集合場所：西条大橋上流堤防上付近
- ③巡視箇所：吉野川市内の重要水防箇所

② 6月9日 9:30~15:00

○藍住町（吉野川上板出張所管内）

- ①時間：9:30~10:00
- ②集合場所：正法寺排水機場前河川敷
- ③巡視箇所：藍住町内の重要水防箇所

○上板町（吉野川上板出張所管内）

- ①時間：10:00~11:00
- ②集合場所：第十堰付近河川敷
- ③巡視箇所：上板町内の重要水防箇所

○阿波市（吉野川上板出張所管内：旧吉野町）

- ①時間：13:30~13:45
- ②集合場所：四国高速運輸前の堤防上
- ③巡視箇所：阿波市吉野町内の重要水防箇所

○阿波市（吉野川上板出張所管内：旧市場町）

- ①時間：13:45~14:05
- ②集合場所：大野島潜水橋堤防上下流
- ③巡視箇所：阿波市市場町内の重要水防箇所

○阿波市（吉野川上板出張所管内：旧阿波町）

- ①時間：14:05~15:00
- ②集合場所：県道鳴門池田線日開谷橋下流
- ③巡視箇所：阿波市阿波町内の重要水防箇所

③ 6月10日 9:30~15:30

○鳴門市（旧吉野川出張所管内）

- ①時間：9:30~10:30
- ②集合場所：大津橋北側下流
- ③巡視箇所：鳴門藍住大橋~河口（旧吉野川）

○北島町（旧吉野川出張所管内）

- ①時間：10:50~11:50
- ②集合場所：新高橋西側

- ③巡視箇所：三ツ合橋～共栄橋（旧吉野川）
三ツ合橋～新加賀須野橋（今切川）

○松茂町（旧吉野川出張所管内）

- ①時間：13：30～15：30
- ②集合場所：長岸橋北側
- ③巡視箇所：長岸橋～河口堰（旧吉野川）
新加賀須野橋～長原漁港（今切川）

④6月11日 9：00～16：00

○美馬市（吉野川美馬出張所管内：旧脇町）

- ①時間：9：00～9：30
- ②集合場所：土井谷樋門下流堤天
- ③巡視箇所：土井谷樋門下流～野村谷川合流地点

○美馬市（吉野川美馬出張所管内：旧美馬町）

- ①時間：9：40～10：10
- ②集合場所：美馬橋北岸堤天
- ③巡視箇所：美馬橋北岸～高瀬谷川

○三好市（吉野川美馬出張所管内：旧三野町）

- ①時間：10：20～10：50
- ②集合場所：県道鳴池線高瀬谷川西岸
- ③巡視箇所：高瀬谷川～孫十朗谷樋門

○東みよし町（吉野川美馬出張所管内：旧三好町）

- ①時間：11：00～11：30
- ②集合場所：サンサン生コン
- ③巡視箇所：サンサン生コン～小川谷川

○三好市（吉野川美馬出張所管内：旧池田町）

- ①時間：11：40～12：10
- ②集合場所：四国中央橋北岸
- ③巡視箇所：四国中央橋北岸から上流

○三好市（吉野川貞光出張所管内：旧井川町）

- ①時間：13：15～13：40
- ②集合場所：河川敷グラウンド
- ③巡視箇所：井川箇所

○東みよし町（吉野川貞光出張所管内：旧三加茂町）

- ①時間：13：50～14：20
- ②集合場所：加茂第1堤防下流端堤防上
- ③巡視箇所：加茂第一箇所

○つるぎ町（吉野川貞光出張所管内：旧貞光町）

- ①時間：14：30～15：00
- ②集合場所：江の脇樋門
- ③巡視箇所：太田箇所

○美馬市（吉野川貞光出張所管内：旧穴吹町）

- ①時 間：15：10～16：00
- ②集合場所：不定谷樋門付近堤防上
- ③巡視箇所：小島箇所・穴吹箇所

⑤6月15日 9：00～15：00

○徳島市

○渭東地区（吉野川鴨島出張所管内）

- ①時 間：9：00～9：30
- ②集合場所：吉野川橋南岸下流【上吉野町側】前河川敷公園
- ③巡視箇所：徳島市住吉箇所の重要水防箇所

○川内地区（旧吉野川出張所管内）

- ①時 間：9：30～10：50
- ②集合場所：川内町金岡榎瀬川樋門付近
- ③巡視箇所：今切川河口付近から今切川河口堰まで

○応神地区（旧吉野川出張所管内）

- ①時 間：10：50～11：10
- ②集合場所：今切川河口堰南側道路付近
- ③巡視箇所：今切川河口堰から徳島市と北島町境まで

○応神地区（吉野川上板出張所管内）

- ①時 間：11：10～12：00
- ②集合場所：JR高徳線下流側徳島市河川敷緑地公園内
- ③巡視箇所：吉野川橋から徳島市と藍住町境まで

○国府地区（吉野川鴨島出張所管内）

- ①時 間：13：30～15：00
- ②集合場所：徳島市第十堰浄水場
- ③巡視箇所：第十堰から鮎喰川合流点まで

※現地巡視状況により、予定時間は前後する場合があります。

1. 重要水防箇所とは

洪水時には、堤防が壊されたり、洪水が堤防を越えてあふれ出したりしないように、地域の水防団の方々が土のうを積むなどの「水防」活動をして、堤防を守ります。そうした事態をいち早く察知するため、現在の堤防の高さや幅、過去の漏水などの実績などから、あらかじめ水防上重要な区間を決めています。

2. 重要水防箇所評定基準

重要水防箇所とは洪水時に堤防が崩れたり、洪水が堤防を越えるなどの被害を受ける恐れがあり、重点的な見回りや点検が必要な箇所をいい、この重要水防箇所には、A・B・要注意の3ランクがあります。

A・Bランクは堤防の高さや大きさ、過去の災害実績などから指定され、要注意区間のランクには、工事中の箇所や新しく堤防が設置された箇所などが指定されます。

(詳細は別表1のとおり)

3. 重要水防箇所合同巡視構成機関

今回の合同巡視を行う水防部会を構成する機関は下記の通りとなっています。

①吉野川下流水防連絡会の構成機関

徳島市、鳴門市、吉野川市、阿波市、石井町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、徳島市消防局、鳴門市消防本部、板野東部消防組合消防本部、板野西部消防組合消防本部、徳島中央広域連合消防本部、名西消防組合消防本部、国土交通省徳島河川国道事務所、国土交通省吉野川ダム統管理事務所、水資源機構池田総合管理所、徳島県

②吉野川上流水防連絡部会の構成機関

つるぎ町、東みよし町、三好市、美馬市、美馬市消防本部、美馬西部消防組合消防本部、みよし広域連合消防本部、国土交通省徳島河川国道事務所、国土交通省吉野川ダム統管理事務所、水資源機構池田総合管理所、徳島県

4. 徳島河川国道事務所管内重要水防延長について

重要水防延長は、徳島河川国道事務所管内で下記のとおりとなっています。

河川名	延長
吉野川	約 77km
旧吉野川	約 42km
今切川	約 14km

※ 河川それぞれの延長距離は重複分を含まない。

※ 吉野川の延長距離には重点区間 (L=11,400m、左右合計値) を含まない。

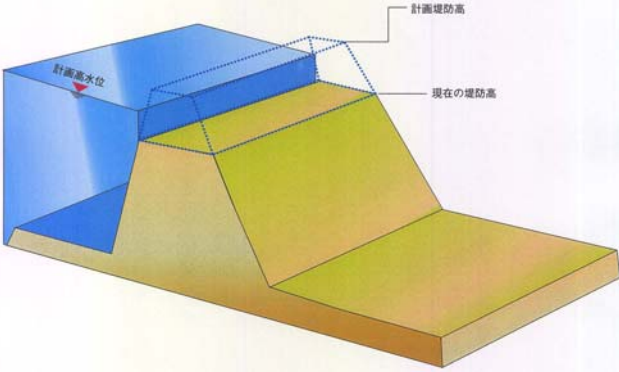
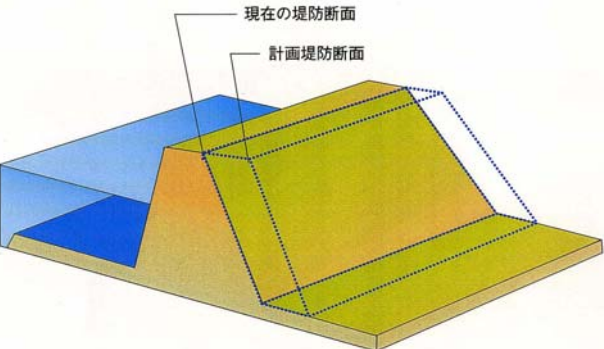
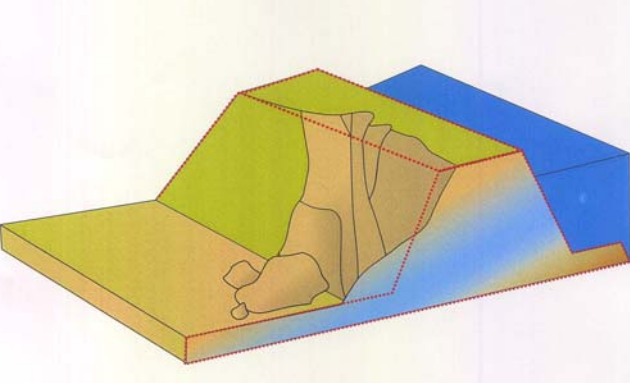
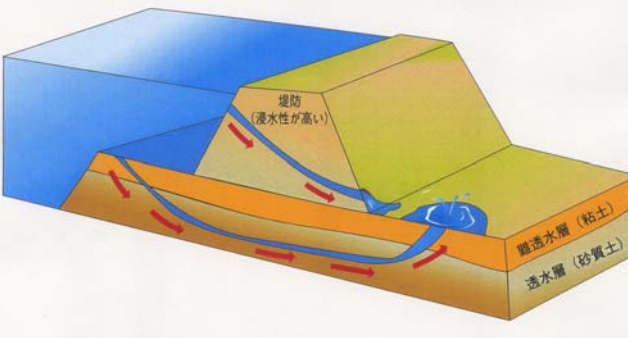
別表－１ 重要水防箇所評定基準

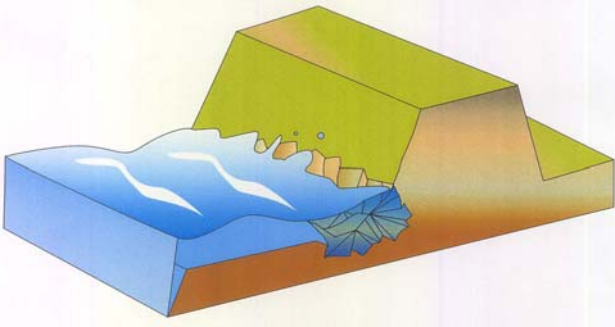
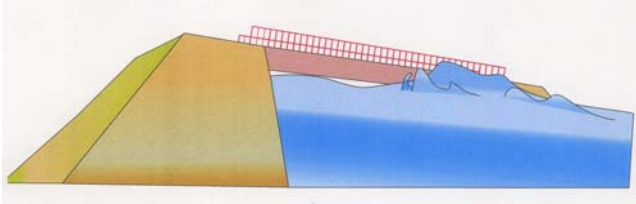
種別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が計画の堤防断面あるいは天端幅の 1/2 未満の箇所	現況の堤防断面あるいは天端幅が計画の堤防断面あるいは天端幅に対して不足しているが、それぞれ 1/2 以上確保されている箇所	
法崩れ すべり	法崩れ又はすべりの実績があるがその対策が未施工の箇所	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 <u>法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配などからみて法崩れ又はすべりが発生する恐れのある箇所</u> で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。漏水の履歴はないが、 <u>破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所</u> で、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が、深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物が設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切などにより本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後三年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

重要水防箇所の評定基準（参考）

重要水防箇所を評定する基準は、大きく次の6つの項目に分けられます。これらの項目に該当し、洪水時に被災を受ける可能性の高い区間を”重要水防箇所A”、Aほどではないが被災を受ける可能性がある箇所が”重要水防箇所B”に指定されます。

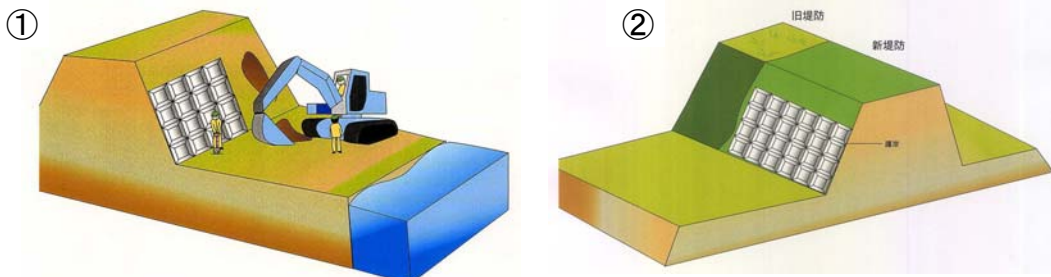
重要水防箇所の評価基準

堤防高	堤防断面
 <p data-bbox="150 1077 788 1160">堤防の高さが、計画高水流量規模の洪水に耐えられる基準を満たしていない。</p>	 <p data-bbox="815 1077 1457 1160">堤防の大きさが、計画高水流量規模の洪水に耐えられる基準を満たしていない。</p>
のり崩れ・すべり	漏水
 <p data-bbox="150 1765 788 1989"> ① のり崩れやすべりの実績があり、対策が終了していない箇所。 ② 堤防の土質等や堤防の基礎地盤から見て、のり崩れやすべりが発生する恐れがある箇所。 </p>	 <p data-bbox="826 1742 1465 1966"> ① 漏水の実績があり、対策が終了していない箇所。 ② 堤防の土質等や堤防の基礎地盤から見て、のり崩れやすべりが発生する恐れがある箇所で、所定の対策が未対策。 </p>

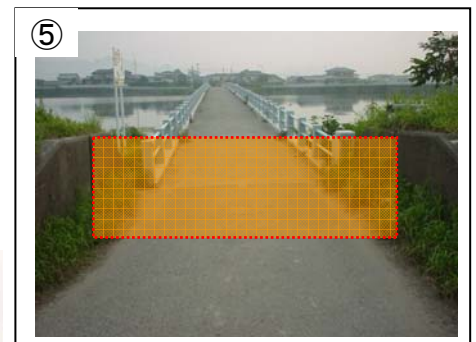
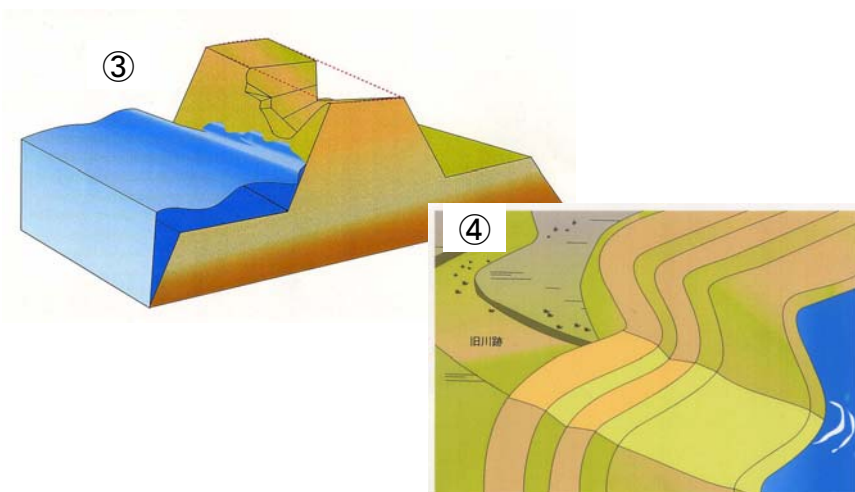
水衝・洗掘	工作物
 <p>① 流水の影響を受け、堤防前面の河床が洗掘されていて対策がなされていない箇所。</p> <p>② 橋台などの工作物の突出している所で、堤防護岸の根固め等が洗われ、一部破損している箇所。</p>	 <p>堰・橋梁・樋管などの工作物が洪水の流下の妨げとなる箇所。</p>

その他に次の項目に該当する区間は、「要注意区間」に指定されます。

- ① 出水期間中に堤防を開削する工事をする箇所
- ② 新堤防で築造3年以内の箇所



- ③ 破堤跡 過去に破堤した実績がある箇所。
- ④ 旧川跡 昔は川だったところを締め切って、堤防を設置した箇所。
- ⑤ 陸閘がある箇所 道路等と交差する河川堤防の高さを下げ、洪水時はこれを板材（角落し）で締め切る構造物。暫定的構造物である。



角落し設置イメージ